行政不作為の異議申し立て

根拠とする法令群:日本国憲法第15条、刑事訴訟法第239条2項、刑法第193条公務員職権濫用罪、

行政不服審査法第2条2項、同第7条、同第50条2項、同第51条3項

国家公務員法及び地方公務員法

不作為行政庁の長 (庁の長の名前)殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　申し立て日付:(　　　　　)年(   )月(　)日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　異議申し立て者:(　　　　　　　　　　　)印

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住所居所連絡先:( )

異議申し立て当事者適格のある私( 自分又は団体の名前名称  )が過日(2021年　月　日)貴殿 不作為の庁(以下、該当庁)に提出し受理されかつ処分または保留または回答不作為とされた、本書添付の参照法令書類写し記された蓋然性の高い証拠資料によって、該当庁で担当した国家公務員または地方公務員である職員とその上司は【特異な自然災害である新型コロナウィルスとその感染症が存在していない(不存在の)科学的証拠と事実を職務上知りえて認知した】ので、受理担当した職員及びその上司は【不存在が証明された特異の自然災害に対しての政策を行う事は行政の遂行上全く合理性と必要性が無くかつ＂特異な新型コロナウィルスは存在すると私的に信じる一部の国民＂に対してのみの奉仕者となればその公務員は日本国憲法第15条に対して重大な憲法違反を犯している。】

【さらに職務上新型コロナウィルスが不存在である事実を知りえ認知をしていながら、引き続き不存在の新型コロナウィルスの感染症対策を行うといった不正な職務を遂行しかつ不正事実を該当庁の長に報告すべき公務員としての職務を不作為とした】が、担当した職員とその上司は現時点で【刑事訴訟法第239条2項に基づき】不存在の新型コロナウィルスに対する不正行政中止の提起や不正を庁内部告発をする職務上の義務を負っている。かつ不正を知りながら黙認し公正中立な職務を遂行しなかった刑法第193条公務員職権濫用罪に該当する十分な犯罪の疑いがある。

なお、受理担当した職員やその上司が職務上不正行為を内部告発する義務を負っている事実を異議申し立て者の私は郵便書留によって該当庁に過日書類提出した訴訟法上の公的証拠レシートを保管証明できる立場にある。

よって憲法第15条の違反、刑事訴訟法第239条2項の職務上の告発義務、刑法第193条公務員職権濫用罪の疑い、国家公務員法又は地方公務員法全般にわたる職務違反を認知したので、行政不服審査法第7条、同第50条2項、同第51条3項に基づき、本異議申し立てをする。

本異議申し立てを受理した不作為の庁の長は、担当職員及びその上司に対し、自己の該当庁の不正職務の内部告発及び刑事告発という職務上の義務を果たすよう命じるとともに、

行政不服審査法第50条2項に基づき異議申し立て日から起算し20日以内に、申し立て者である私に対するなんらかの行為をすべきことを不作為庁(自己庁)にある担当した職員とその上司に命ずるとともに、裁決で、その旨を宣言しなくてはならない。

総括

自然災害の根源とされた新型コロナウィルスは不存在(存在しない)科学的事実を行政職員が過日私が提出した法令文書の申出によって職務上知りえ認知し、日本国憲法上と刑事訴訟法上、さらには行政法上も【不存在災害に対する不正行政と不正職務を継続中という違憲違法事実とその証明がされている】ので当該不作為庁の長は速やかに【不存在の特異な自然災害である新型コロナウィルス感染症対策の全ての職務を中止させる命令を自己庁に対し行わなければならない。

また、不存在の新型コロナのデマ、捏造報道、失政による経済的健康的被害や人権侵害を速やかに原状復旧させる政策を急ぐことを特に強く求める事を申し添える。